

一般社団法人日本CPサッカー協会行動規範

<前文>

一般社団法人日本CPサッカー協会（以下、「協会」という。）は、CPサッカーに関し、わが国を代表する機関として、スポーツ技術の向上とスポーツを通じての国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、事業活動を行っている。

任意団体から一般社団法人への移行にあたり、より一層厳正な倫理に則り公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールを策定し、これを遵守することとした。

本協会のすべての役職員並びにスタッフ、登録チーム及び登録選手等は、その社会的使命と役割を再認識し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう、不断の努力と自己規律と自己研鑽に努めなければならない。

<本文>

1. 社会に対して開かれた団体として、公正公平で個性と能力が尊重される組織活動を推進する。
2. 協会事業活動を通じて、健康福祉の増進・スポーツの振興に寄与し、青少年の心身育成と生涯スポーツの浸透を図り、障害者スポーツへの支援並びに国際CPサッカー界との懸け橋に努めるなどの社会貢献を行なう。
3. 協会のあらゆる活動に於いて、法令その他社会的規範を遵守し公明公正に行動する。
4. 協会の諸活動を遂行するに際しては、政治、行政との健全で正常な関係を保ち、法律はもとより、社会秩序や社会良識に反する行為は行なわない。
5. 協会の役職員、スタッフ、チーム登録者、個人登録者は、反社会的勢力との関わりを持ってはならない。
6. 協会の役職員、スタッフ、チーム登録者、個人登録者は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。
7. 協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。
8. 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。
9. 協会として、自然破壊や環境汚染の予防、地球環境保全意識の高揚に努める。
9. 協会の役職員、スタッフ、チーム登録者、個人登録者は、私的な行動においても、法令を順守し、協会の倫理規程に反する行為を行ってはならない。

平成29年3月1日制定